中京警察署管内:自転車指導啓発重点地区

中京東エリア

北:二条通
東:鴨川右岸
南:三条通
西:大宮通
で囲んだエリアです。

当該エリア内においては、自転車事故(人身事故)が
56件(R4~R6)
発生しています。

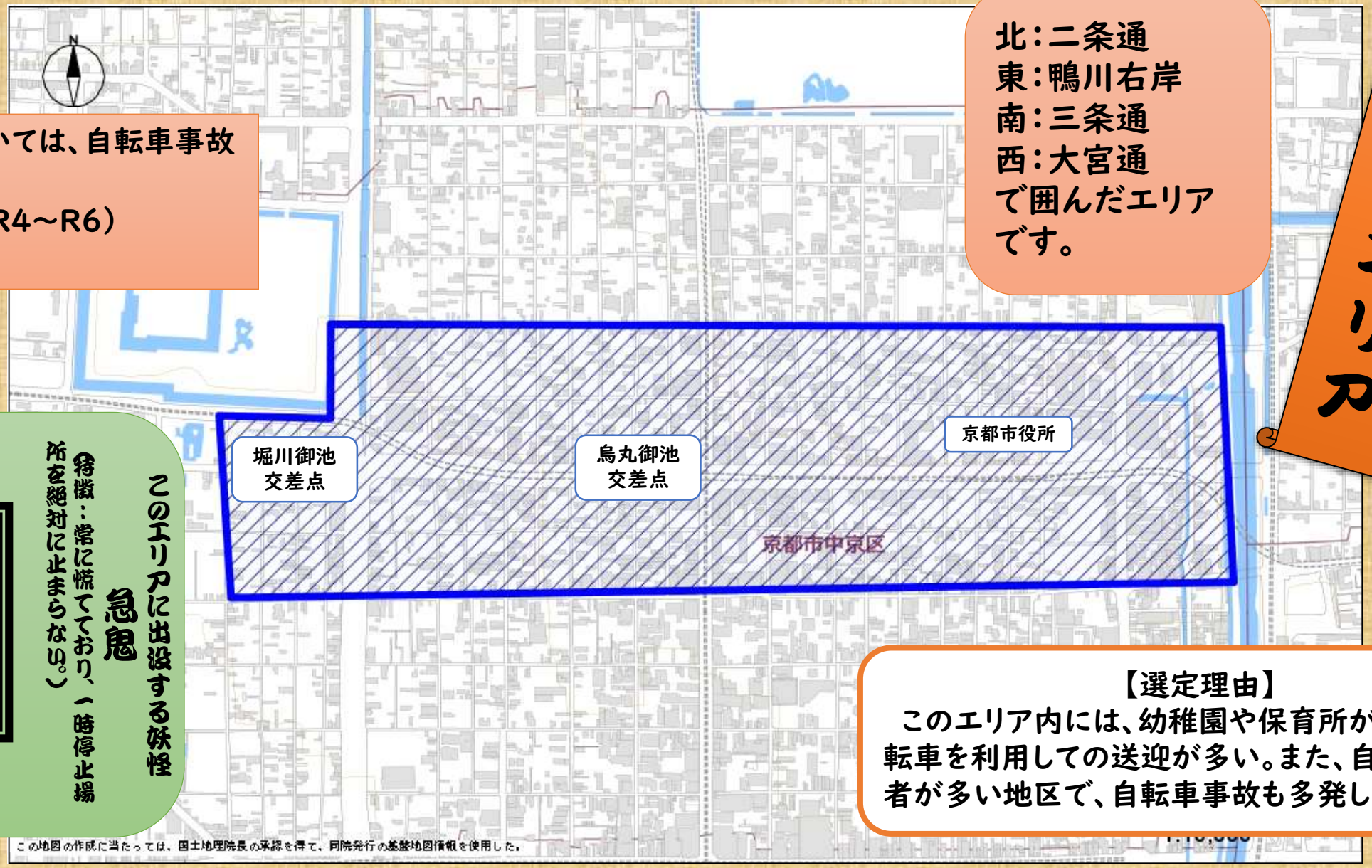

手配書

このエリアに出没する妖怪

急患

特徴:常に慌てており、一時停止場所を絶対に止まらない。

指定場所一時不停止に該当します。

【選定理由】
このエリア内には、幼稚園や保育所が点在し、自転車を利用しての送迎が多い。また、自転車利用者が多い地区で、自転車事故も多発している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！

中京東エリアを走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

① 通行禁止：河原町通（御池～仏光寺）は、8時～21時の間、軽車両通行禁止です。自転車は通行出来ませんので注意しましょう。（歩道は終日通行禁止です！）

② 一時停止：交通事故は、細街路の交差点で発生しています。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。

③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行う**とともに、**悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

中京警察署管内:自転車指導啓発重点地区

二条駅周辺エリア

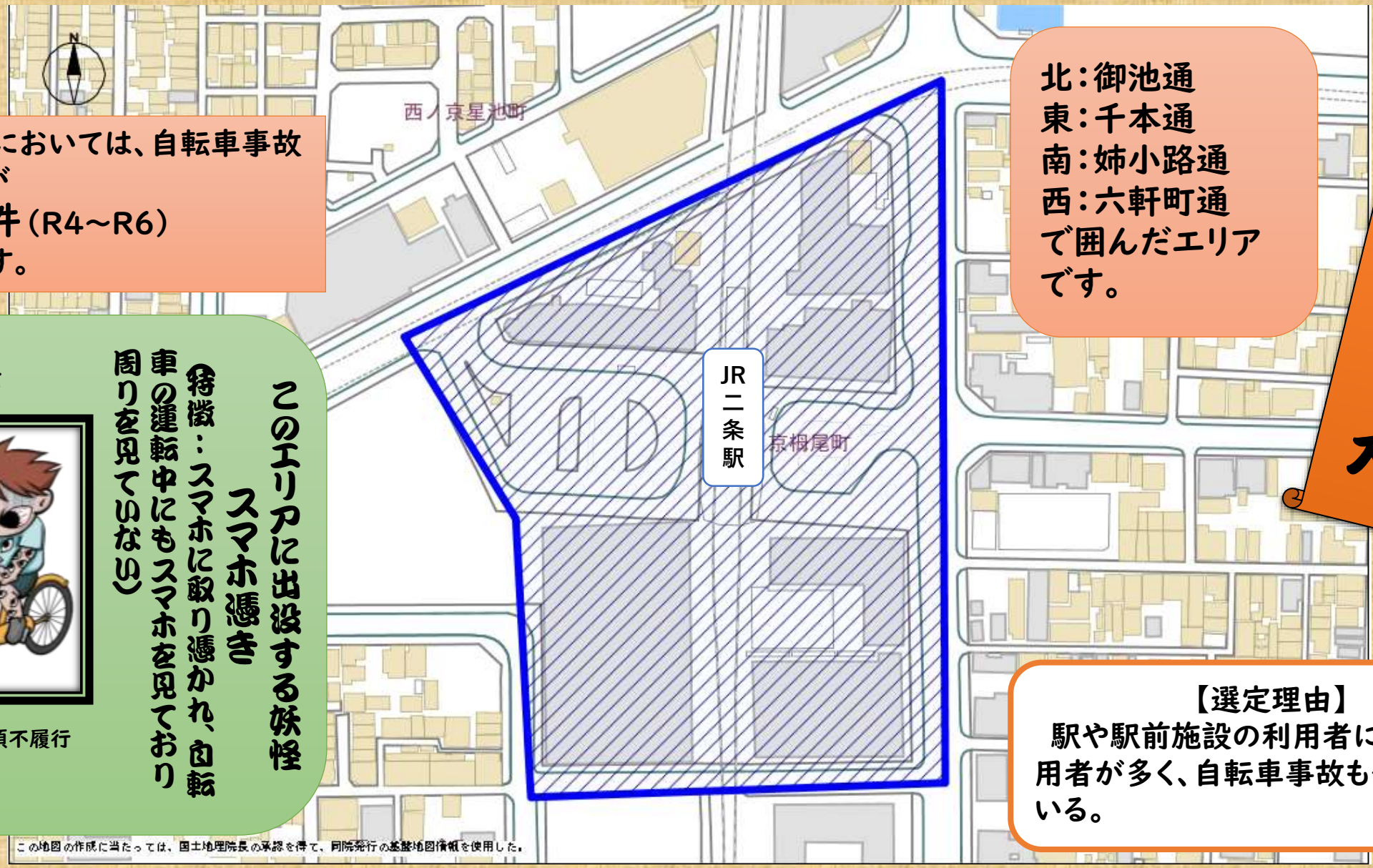

北:御池通
東:千本通
南:姉小路通
西:六軒町通
で囲んだエリアです。

当該エリア内においては、自転車事故(人身事故)が
6件(R4~R6)
発生しています。

このエリアに出没する妖怪
スマホ憑き
(特徴:スマホに取り憑かれ、自転車の運転中にもスマホを見ており周りを見ていない)

手配書

運転者の遵守事項不履行に該当します。

【選定理由】
駅や駅前施設の利用者に自転車利用者が多く、自転車事故も発生している。

二条駅周辺エリアを走行される方へ

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

① 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道のほか、道路交通法で除外規定がある場合のみ通ることができます。ただし、通行する時は歩行者の通行を妨げてはいけません。

② 一時停止：交通事故は、細街路の交差点で発生しています。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。

③ ながら運転：スマートフォンなどを操作しながらの運転は視野が狭くなり大変危険です。ながら運転はやめましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行う**とともに、**悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

中京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該路線(4路線)においては、自転車事故(人身事故)が
48件(R4~R6)
発生しています。

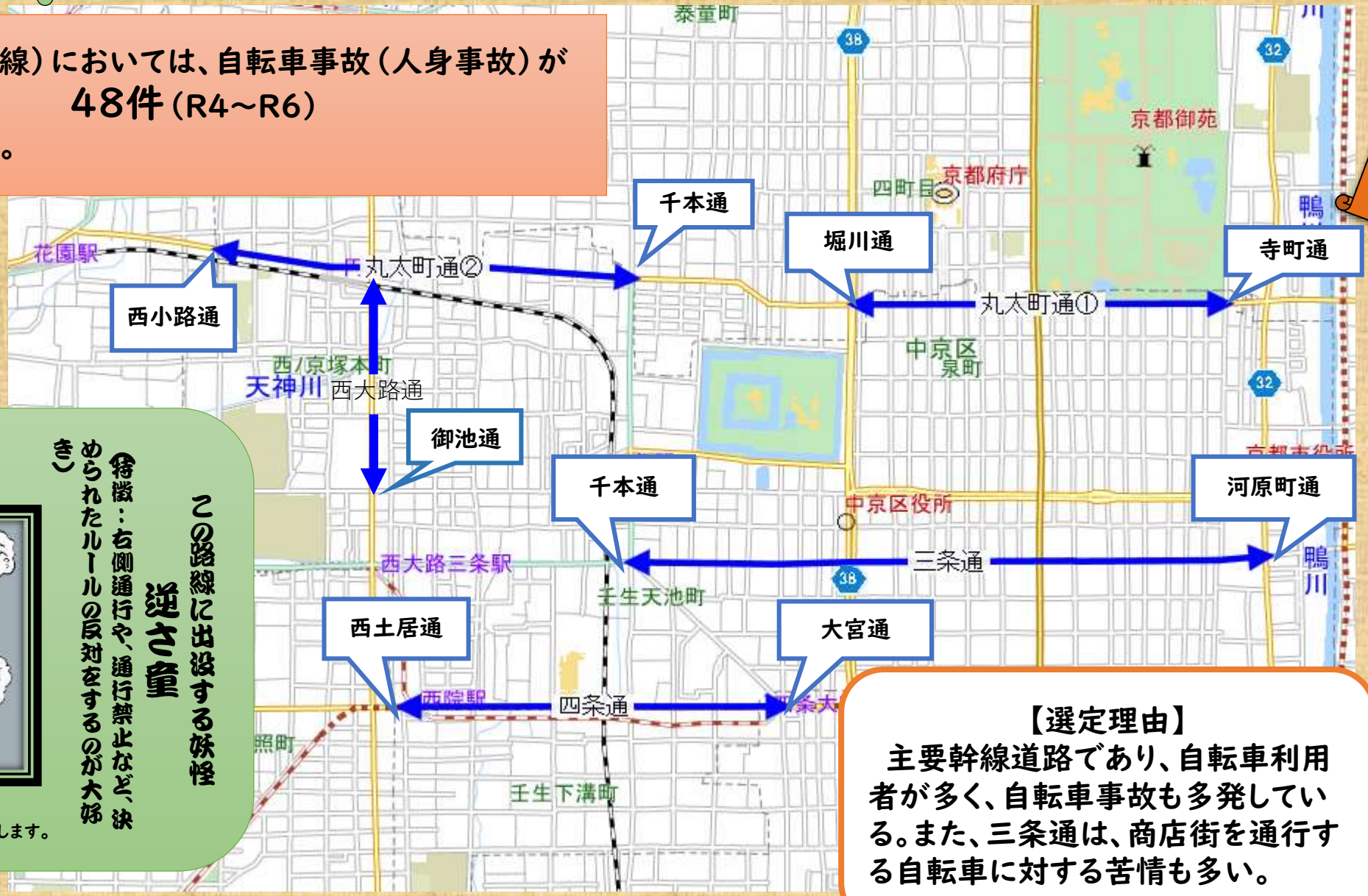

丸太町通

三条通

四条通

西大路通

手配書

この路線に出没する妖怪

逆さ童

(特徴:右側通行や、通行禁止など、決められたルールの反対をするのが大好き)

通行区分違反
通行禁止違反に該当します。

【選定理由】
主要幹線道路であり、自転車利用者が多く、自転車事故も多発している。また、三条通は、商店街を通行する自転車に対する苦情も多い。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！

当該路線を走行される方へ

この路線を自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

① 信号無視：信号を守るのは、交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても必ず信号を守りましょう。

② 夜間はライト点灯：暗くなったら早めにライトを点灯しましょう。

③ 傘さし運転：傘をさして自転車を運転するのは大変危険です。雨の日は雨衣を利用するか、自転車の運転は控えましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行う**とともに、**悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。